

日本山岳会岐阜支部遭難対策委員会

1. 目的

遭難対策委員会は、山岳活動に伴う遭難の危険性を未然に防ぎ、それでもなお生じた遭難に対して、各会員による相互扶助を実施するために設置する。

2. 遭難対策委員会の構成

遭難対策委員会は、委員長を支部長とし、事務局長および各委員長によって構成。

3. 遭難対策委員会の任務

任務は、個人登山（山岳活動）計画書の受理、助言、遭難発生時の初期対応である。個人計画書については、助言はするが、計画書の審査・承認は実施しないので、遭難発生時の責任は、計画した個人である。本山岳会の主催する山岳活動については、役員会の責任において、計画書の受理、審査、承認を実施し、遭難発生時の初期対応を行う。なお、提出された計画については、個人、本会主催を問わず、救助に関しては、警察等の指示に従って、日本山岳会岐阜支部全体で対応する。

4. 個人登山（山岳活動）計画書の提出

一般登山道を利用する日帰り登山の山岳活動であっても、計画書の提出を義務づける。なお、計画書の警察への届け出は、各個人によって実施すること。

5. 計画書提出の方法

FAX、メールにより提出する。

6. 提出先

計画書の提出先は年度初めに定める。

7. 計画書の内容

一般的な計画書の項目の他に、遭難発生時の初期対応に必要な、①下山連絡時間、②利用車（車種・色・ナンバー）・駐車予定場所、③加入保険先、の記載を忘れないこと。

8. 遭難発生時の初期対応

計画書に記載された初期対応時間（21時）を過ぎた場合、計画書受理者は、遭難対策の初期対応を実施する。初期対応は、①遭難対策委員会への連絡・招集、②警察への連絡、③警察と協力した利用車の確認による遭難の確認、④加入保険先への連絡対応、である。

9. 緊急連絡網

遭難と確定された場合、警察に協力して対応するために、全会員に対して、緊急連絡網によって連絡し、対応可能な会員名簿を作成する。名簿に記載された会員は、招集されてもよいように待機する。